

平成24年度

栃木県環境マネジメントシステム

外部評価報告書

1 外部評価の概要

「栃木県環境管理マニュアル」の規定に基づき、栃木県環境マネジメントシステム（EMS）の取組状況について、専門的かつ客観的な評価を行うため、外部評価委員会を設置し評価を実施するとされている。

(1) 外部評価委員

氏名	役職名	備考
小林 進一	社団法人栃木県産業環境管理協会 副会長	委員長
今井 信行	NPO法人栃木県環境カウンセラー協会 理事	
富久田 茂	とちの環県民会議 企画委員	

(2) 評価対象

EMSの適用組織である全ての所属（315所属）及びEMS事務局（地球温暖化対策課）

(3) 対象期間

平成23年4月1日から平成25年2月5日

(4) 評価方法

書類審査を行うとともに、一部の所属を抽出し現地調査を実施した上で、EMSの取組状況についての評価を行った。

なお、評価に当たっては、EMSの取組が「栃木県環境管理マニュアル」に従って適切に運用されているかという視点で実施した。

現地調査は、環境負荷に着目して、庁舎管理を行う所属（175所属・施設）から21所属を選定し、実際の取組について現地に赴いて確認した。選定基準等は以下のとおり。

ア 選定基準

- ① 温室効果ガス総排出量（平成23年度実績）が上位10に入る施設の半数を選定
- ② ①以外の庁舎管理を行う所属から約1割を選定（施設区分や部局を考慮）

イ 実施期間

平成24年11月13日から平成24年12月18日

ウ 対象施設

（網掛けは選定基準①に該当。[]内は施設数）

施設区分	所属名〔施設名〕
庁舎・事務所 （オフィス系） [49]	鹿沼県税事務所、真岡県税事務所、県西環境森林事務所、 県南健康福祉センター、日光土木事務所、佐野警察書 [6]
病院 [3]	とちぎりハビリテーションセンター [1]
試験研究機関 [18]	保健環境センター、農業試験場 [2]
県立学校 [76]	鹿沼高等学校、鹿沼南高等学校、小山高等学校、小山西高等 学校、真岡女子高等学校、真岡工業高等学校 [6]
その他の施設 [29]	消防学校、精神保健福祉センター、県南産業技術専門 [6] 校、鬼怒水道事務所、総合教育センター、運転免許管 理課

(5) 書類審査及び現地調査の結果

○：評価できる
△：さらに工夫することが望ましい
▲：改善を要する

ア 推進体制

- 各所属とも所属環境責任者、EMS推進者、事務担当者が大変良く取り組んでいた。
- また、一部の所属においては、既存の横断的な組織を活用するなどして、全員参加のEMS活動を行っており、優良な取組である。

イ 職員研修

- eラーニング研修は、100点を目指して受講を繰り返している例も多く、また、マロニエネットに接続していない職員にはUSBなどを活用して受講させるなど、各所属とも良く取り組んでいた。
- eラーニング研修以外に、独自の研修資料を作成して環境研修を実施している例もあり優良な取組である。
- △ eラーニング研修記録は個人毎に作成しているが、各人の記録を一覧表に取りまとめるほうが、見やすく用紙の削減にもなる。

ウ 所属目標

- 電気使用量の削減目標として、平成22年度比20%減などの具体的な目標を掲げて取り組み、成果をあげていた。
- △ 一方で、目標を数値化せずに取り組んでいる所属もあるが、具体的な数値目標を定めて取り組むことが望ましい。
- △ EMSはPDCAサイクルによる継続活動である。本来業務の中から、毎年少しづつレベルを上げた目標を自ら考え、設定していくことが望ましい。(例：会議資料(ページ数、印刷部数)の削減、会議時間の短縮など)

エ 地球温暖化対策実行計画(県庁率先実行編)等に基づくエコオフィス活動

- 平成24年度上半期の電気使用量は、前年度上半期比で増加した所属が多いが、デマンド装置の活用や照明及び空調の使用制限など、節電の取組は定着している。
- グリーン調達については、各所属とも良く取り組んでいた。
- △ 前年度比で数値が悪化した場合は、中間評価をあえて×にし、年度評価を○にすべく、課題の洗い出しや是正対応策の見直しをすることが望ましい。

オ 法令遵守

- △ 「環境法令等確認票」の各法令の特定にあたっては、法令(法律、施行令、規則)のどの条項が該当するのかをよく読んで確認すること(各法令の該当、非該当及び評価の「○」「－」「×」の記入については不備がみられる)。
- △ 少量危険物貯蔵取扱所において、灯油のポリ容器が棚の上に保管されていたが、落下防止のためにチェーンやロープを設置することが望ましい。
- ▲ 一部の所属において、産業廃棄物(PCBなどの特別管理産業廃棄物を含む)の保管場所の掲示板に不備が見られたので、早急に改善すること。
なお、一時保管している化学物質を含む廃液についても、同様の掲示が必要である。

カ 緊急事態への準備

- △ 毒劇物その他化学薬品を保管している場合は、緊急事態に備えて化学物質安全性データシート(MSDS)を取り寄せ、担当者が不在でも対応できるよう他の職員にも周知することを勧める。

- ▲ 一部の所属において、緊急事態対応手順書が未整備であるが、早急に整備し、その有効性を確認するため訓練を定期的に行うこと。

キ 内部環境監査

- 注意事項の内容はいずれも適切なものであり、内部環境監査は有効に機能していた。
- ▲ 緊急事態対応手順書の整備及び訓練の実施が完了していない所属があった。内部環境監査の注意事項には迅速に対応すること。

ク その他

- 県立学校や県民利用施設等は、生徒や施設利用者に協力してもらうことが大きな活動源となる。一部の所属においては、生徒を含めた環境保全への取組や来場者へのPRが行われており、優良な取組である。
- △ 庁舎管理における運用管理手順書（管理標準）の作成目的は、作業の標準化のほか、エネルギー使用の合理化という面もある。保守点検・計測記録にとどまらず、省エネルギーに資する積極的な運用改善に取り組むことが望ましい。
- △ 短期的には、ソフト面の運用で省エネに取り組むことが重要であるが、中長期的には、施設の改修や設備の更新も視野に入れた計画の作成が必要である。
- ▲ EMSの運用管理対象となる事務事業について業務委託等を行う場合は、仕様書等に「環境に配慮した業務実施」の条項を加え、請負業者に対しても環境配慮を促すこと。

2 評価

(1) 総合評価

平成23年4月から対象範囲を全庁に拡大して取組を開始し、出先機関は取組2年目であったが、環境保全活動を着実に進め、効果を上げている。

全体として概ね適切であると評価するが、現地調査において見られた点も含めて、いくつか改善を提案する。

(2) 改善提案

ア 各所属で適用を受ける環境法令等は、正確に把握した上で、遵守すること。

特に、産業廃棄物等の掲示の不備については、早急に是正する必要がある。

また、緊急事態対応手順書の整備が遅れている所属については、速やかに整備するとともに、手順書の有効性を確認するための訓練を定期的実施すること。

イ EMSの運用管理対象となる事務事業について業務委託等を行う場合は、仕様書等に「環境に配慮した業務実施」の条項を加え、請負業者に対しても環境配慮を促すこと。（栃木県環境管理マニュアル 第3章 1-(3)参照）

ウ その他

(ア) 「所属目標」は、本来業務の中から、年々レベルを上げるような目標を各所属が設定することが望ましい。

また、目標の数値化、実施計画の具体化、実績の「見える化」を図り、実効性のある活動とすることが望ましい。

(イ) EMSを効果的に運用していくためには、ソフト面の取組と併せて、中長期的な視点に立った施設改修及び設備投資を計画・検討することが望ましい。